

消 防 特 第 2 4 0 号
2 0 保 安 第 4 9 号
平 成 2 0 年 1 2 月 2 5 日

関係道府県消防防災主管部長 殿

総務省消防庁特殊災害室長

経済産業省原子力安全・保安院保安課長

(公印省略)

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について (通知)

本日付けで公布・施行された政令第401号及び総務省・経済産業省告示第2号により石油コンビナート等特別防災区域の変更等が行われました。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段のご配慮をされるとともに、関係市町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

参 考

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令について

平成20年12月
消防庁特殊災害室

1 改正の内容

- (1) 基準日（その日における行政区画等をもって範囲を確定する日）を平成20年4月1日に変更
(2) 各地区について

地区番号	地区名	都道府県	改正内容
5	青森地区	青森県	・字の名称変更
11	酒田地区	山形県	・市町村合併に伴う大字の名称変更
22	新潟東港地区	新潟県	・政令指定都市への移行（平成19年4月1日）に伴い行政区が設けられたことによる区域表示の変更
23	新潟西港地区	新潟県	・政令指定都市への移行（平成19年4月1日）に伴い行政区が設けられたことによる区域表示の変更 ・字の名称変更及び区域の追加
32の2	田原地区	愛知県	・地区番号の変更（32の2→33）
33	蒲郡地区	愛知県	・事業所の撤退等による石油の貯蔵・取扱量、高圧ガスの処理量の減少に伴う指定解除
36	四日市臨海地区	三重県	・字の名称変更
39	堺泉北臨海地区	大阪府	・政令指定都市への移行（平成18年4月1日）に伴い行政区が設けられたことによる区域表示の変更
43	東播磨地区	兵庫県	・区域の縮小及び区域の追加 ・字の名称変更
45	和歌山北部臨海北部地区	和歌山県	・区域を小字単位で表記することに伴う変更
66	福岡地区	福岡県	・区域の縮小

2 参 考

- (1) 現在33道府県において86地区が指定されており、今回の改正では都道府県数は変わらず、地区が1減る。
(2) 石油コンビナート等特別防災区域
石油及び高圧ガスが大量に扱われる区域で、当該区域に所在する特定の事業所について一体として防災体制を確立することが緊要であると認め、政令で指定する地区をいう。
※ 指定の数量的要件：区域内の石油貯蔵・取扱量を10万kℓで除して得た数値と、区域内の高圧ガス処理量を2,000万m³で除して得た数値の合計が1以上

3 公布日

平成20年12月25日（木）

政令第四百一号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成十八年四月一日」を「平成二十年四月一日」に改める。

別表第五号中「大字沖館字小浜」を「沖館一丁目」に改め、同表第十一号(1)中「大字宮海」を「宮海」に改め、同表第二十二号口中「太郎代」を「北区太郎代」に改め、同表第二十三号(1)中「太夫浜」を「北区太夫浜」に改め、同号(2)を次のように改める。

- (2) 東区平和町、東臨港町、臨海町、臨港町三丁目、浜町、神明町、古湊町、秋葉通三丁目、末広町、上王瀬町、鷗島町、榎、榎町、大山一丁目、松島一丁目から松島三丁目まで、東新町及び王瀬新町の区域 中央区日の出三丁目、竜が島一丁目、竜が島二丁目及び沼垂東二丁目から沼垂東六丁目

までの区域 東区船江町一丁目、小金台、物見山二丁目、宝町、浜谷町一丁目、浜谷町二丁目、空
港西一丁目、河渡字牛海道及び字浜谷内、秋葉通二丁目、臨港町二丁目、桃山町二丁目、下木戸、
下木戸一丁目、山木戸、山木戸七丁目並びに山木戸八丁目並びに中央区山木戸の区域のうち主務大
臣の定める区域

別表第三十三号を削り、同表第三十二号の二を同表第三十三号とし、同表第三十六号(1)中「字起」を「字
起シ」に改め、同表第三十九号イ(1)中「築港八幡町」を「堺区築港八幡町」に改め、同号イ(2)中「築港南町
」を「堺区築港南町」に改め、同号イ(3)中「大浜西町」を「堺区大浜西町」に改め、同号イ(4)を次のように
改める。

(4) 西区築港新町一丁及び築港新町二丁の区域 同区築港新町三丁、築港新町四丁及び石津西町並び
に堺区出島西町の区域のうち主務大臣の定める区域

別表第三十九号イ(5)中「築港浜寺西町」を「西区築港浜寺西町」に、「築港浜寺町」を「同区築港浜寺町
」に改め、同表第四十三号口中「字辻ヶ内並びに西脇三丁目」を「字皆作、別府町西脇三丁目」に、「並び
に尾上町池田」を「尾上町池田」に、「養田字養田開拓」を「尾上町養田字養田開拓」に改め、同表第四

十五号(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 松江字蛭子地東、字二十七町場、字貳拾町場、字二十五町場、字二十町場、字貳拾貳町外、字拾八町場、字拾八町場南、字中大浜、字拾五町西、字庚申、字三本松、字末切、字拾五町場、字桑畑、字阪部山、字法林寺、字久三山畑、字東山開キ、字拾貳町場、字拾三町場、字東大浜、字拾町場下及び字拾町場並びに湊字谷ノ坪、字御膳松坪及び字奥ノ坪の区域 本脇字海岸、西庄字外浜、古屋字海面空地、松江字蛭子地、字上山、字二十九町場、字外小松原、字貳拾九町場、字海面、字御殿山、字北鶉ノ島、字中鶉ノ島、字内鶉ノ島、字松林寺、字東山、字安左エ門開キ、字東浜及び字外鶉ノ島並びに湊字口ノ坪及び字濱ノ坪の区域のうち主務大臣の定める区域

- (2) 湊字青岸坪及び字藁種畑坪並びに西浜字中川向ノ坪及び字上川向ノ坪の区域のうち主務大臣の定める区域

附 則

別表第六十六号(1)中「西戸崎一丁目から西戸崎三丁目まで」を「西戸崎三丁目」に改める。

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令新旧対照条文

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成二十年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一 四の三 (略)</p> <p>五 青森地区 青森県青森市沖館一丁目 及び柳川二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>六 十 (略)</p> <p>十一 酒田地区 山形県酒田市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) 宮海 字南浜、字南砂畑及び字新林の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>(2) (略)</p> <p>十一の二 二十一 (略)</p> <p>二十二 新潟東港地区</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 新潟県新潟市北區太郎代字浜辺の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>二十三 新潟西港地区 新潟県新潟市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) 北區太夫浜及び松浜町字小麦畑の区域のうち主務大臣の</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成十八年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一 四の三 (略)</p> <p>五 青森地区 青森県青森市大字沖館字小浜及び柳川二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>六 十 (略)</p> <p>十一 酒田地区 山形県酒田市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) 大字宮海字南浜、字南砂畑及び字新林の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>(2) (略)</p> <p>十一の二 二十一 (略)</p> <p>二十二 新潟東港地区</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 新潟県新潟市 太郎代字浜辺の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>二十三 新潟西港地区 新潟県新潟市の区域のうち次の区域</p> <p>(1) 太夫浜及び松浜町字小麦畑の区域のうち主務大臣の</p>

定める区域

- (2) 東区平和町、東臨港町、臨海町、臨港町三丁目、浜町、神明町、古湊町、秋葉通三丁目、末広町、上王瀬町、鷗島町、榎町、榎町、大山一丁目、松島一丁目から松島三丁目まで、東新町及び王瀬新町の区域 中央区日の出三丁目、竜が島一丁目、竜が島二丁目及び沼垂東二丁目から沼垂東六丁目までの区域 東区船江町一丁目、小金台、物見山二丁目、宝町、浜谷町一丁目、浜谷町二丁目、空港西一丁目、河渡字牛海道及び字浜谷内、秋葉通二丁目、臨港町二丁目、桃山町二丁目、下木戸、下木戸一丁目、山木戸、山木戸七丁目並びに山木戸八丁目並びに中央区山木戸の区域のうち主務大臣の定める区域

二十四～三十二 (略)

三十三 田原地区

愛知県田原市緑が浜一号及び二号の区域のうち主務大臣の定める区域

(削る)

三十四、三十五 (略)

三十六 四日市臨海地区

三重県四日市市の区域のうち次の区域

- (1) 霞一丁目、三郎町、大協町一丁目、大協町二丁目、千歳町、大浜町、石原町、三田町、雨池町、大字六呂見字大島並びに川尻町字極楽寺、字小島縄、字丸田、字大仙寺、字古屋敷、字城東、字古城及び字起シの区域 午起三丁目、浜町、北納屋町、稲葉町、大字四日市字寅高入、東邦町、宮東町一丁目から宮東町三丁目まで、塩浜町、日永東二丁目、大字日永字中浜及び字土網、大字馳出字北新開及び字葭原、大字六呂見字宮北、字冲殿、字小浦、字東浦、字大工縄、字南新堀及び字南浦、大字塩浜、川尻町並びに大治

定める区域

- (2) 平和町、東臨港町、臨海町、臨港町三丁目、神明町、古湊町、秋葉通三丁目、末広町、上王瀬町、鷗島町、榎町、大山一丁目、松島一丁目から松島三丁目まで、東新町、王瀬新町、日の出町三丁目、竜ヶ島一丁目、竜ヶ島二丁目、沼垂東二丁目から沼垂東六丁目まで及び浜町の区域 船江町一丁目、小金町、物見山二丁目、宝町、浜谷町、秋葉通二丁目、臨港町二丁目、桃山町二丁目、下木戸及び山木戸の区域のうち主務大臣の定める区域

二十四～三十二 (略)

三十二の二 田原地区

愛知県田原市緑が浜一号及び二号の区域のうち主務大臣の定める区域

三十三 蒲郡地区

愛知県蒲郡市浜町の区域のうち主務大臣の定める区域

三十四～三十五 (略)

三十六 四日市臨海地区

三重県四日市市の区域のうち次の区域

- (1) 霞一丁目、三郎町、大協町一丁目、大協町二丁目、千歳町、大浜町、石原町、三田町、雨池町、大字六呂見字大島並びに川尻町字極楽寺、字小島縄、字丸田、字大仙寺、字古屋敷、字城東、字古城及び字起シの区域 午起三丁目、浜町、北納屋町、稲葉町、大字四日市字寅高入、東邦町、宮東町一丁目から宮東町三丁目まで、塩浜町、日永東二丁目、大字日永字中浜及び字土網、大字馳出字北新開及び字葭原、大字六呂見字宮北、字冲殿、字小浦、字東浦、字大工縄、字南新堀及び字南浦、大字塩浜、川尻町並びに大治

田三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 これらの区域に介在する道路の区域

(2) (略)

三十七、三十八 (略)

三十九 堺泉北臨海地区

イ 大阪府堺市の区域のうち次の区域

(1) 堺区築港八幡町の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 堺区築港南町の区域のうち主務大臣の定める区域

(3) 堺区大浜西町の区域のうち主務大臣の定める区域

(4) 西区築港新町一丁及び築港新町二丁の区域 同区築港新町三丁、築港新町四丁及び石津西町並びに堺区出島西町の区域のうち主務大臣の定める区域

(5) 西区築港浜寺西町の区域 同区築港浜寺町の区域のうち主務大臣の定める区域

ロ (略)

ハ (略)

四十、四十二 (略)

四十三 東播磨地区

イ (略)

ロ 兵庫県加古川市別府町西脇字新田の区域 同市別府町西脇

字川中、字泓及び字皆作、別府町西脇三丁目、金沢町、尾上

町池田字美サシ、字池田開拓及び字栄へ並びに尾上町養田字

養田開拓の区域のうち主務大臣の定める区域

ハ (略)

四十四、四十四の二 (略)

四十五 和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の区域のうち次の区域

(1) 松江字蛭子地東、字二十七町場、字貳拾町場、字二十五町場、字二十町場、字貳拾貳町外、字拾八町場、字拾八町場南、字中大浜、字拾五町西、字庚申、字三本松、字末切

田三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 これらの区域に介在する道路の区域

(2) (略)

三十七、三十八 (略)

三十九 堺泉北臨海地区

イ 大阪府堺市の区域のうち次の区域

(1) 築港八幡町の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 築港南町の区域のうち主務大臣の定める区域

(3) 大浜西町の区域のうち主務大臣の定める区域

(4) 築港新町一丁及び築港新町二丁の区域 築港新町三丁、築港新町四丁、出島西町及び石津西町の区域のうち主務大臣の定める区域

(5) 築港浜寺西町の区域 築港浜寺町の区域のうち主務大臣の定める区域

ロ (略)

ハ (略)

四十、四十二 (略)

四十三 東播磨地区

イ (略)

ロ 兵庫県加古川市別府町西脇字新田の区域 同市別府町西脇

字川中、字泓及び字辻ヶ内並びに西脇三丁目、金沢町並びに

尾上町池田字美サシ、字池田開拓及び字栄へ並びに 養田字養田開拓の区域のうち主務大臣の定める区域

ハ (略)

四十四、四十四の二 (略)

四十五 和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の区域のうち次の区域

(1) 本脇、西庄、古屋、松江及び湊の区域のうち主務大臣の定める区域

、字拾五町場、字桑畑、字阪部山、字法林寺、字久三山畑、字東山開キ、字拾貳町場、字拾三町場、字東大浜、字拾町場下及び字拾町場並びに湊字谷ノ坪、字御膳松坪及び字奥ノ坪の区域 本脇字海岸、西庄字外浜、古屋字海面空地、松江字蛭子地、字上山、字二十九町場、字外小松原、字貳拾九町場、字海面、字御殿山、字北鵜ノ島、字中鵜ノ島、字内鵜ノ島、字松林寺、字東山、字安左エ門開キ、字東浜及び字外鵜ノ島並びに湊字口ノ坪及び字濱ノ坪の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 湊字青岸坪及び字薬種畑坪並びに西浜字中川向ノ坪及び字上川向ノ坪の区域のうち主務大臣の定める区域

(3) (略)

四十六〜六十五の二 (略)

六十六 福岡地区

福岡県福岡市の区域のうち次の区域

(1) 東区西戸崎三丁目 の区域のうち主務大臣の定める区域

(2)、(3) (略)

六十七〜七十五 (略)

(2) 湊、西浜及び西浜に隣接する埠頭の区域のうち主務大臣の定める区域

(3) (略)

四十六〜六十五の二 (略)

六十六 福岡地区

福岡県福岡市の区域のうち次の区域

(1) 東区西戸崎一丁目から西戸崎三丁目までの区域のうち主務大臣の定める区域

(2)、(3) (略)

六十七〜七十五 (略)